

関西防災・減災プランの概要について

1 目的

南海トラフの巨大地震や近畿圏直下型地震等の大規模広域災害に対し、関西がとるべき対応方針や具体的な連携体制とその体制の構築のために広域連合等が実施する事務を定めたもの。

2 これまでの策定状況

広域連合がとるべき対応方針やその手順を定めた「総則編(H23策定)」、地震災害に対する防災・減災対策をまとめた「地震・津波災害対策編(H23策定)」などが策定されている。

3 新たに策定するプラン

関西圏域における、風水害発生時の初動体制の確立と応援・受援の円滑な実施体制について関西共通の対応方針を取りまとめた。

なお、このプランは、6月28日に開催される、関西広域連合議会6月臨時会に諮られることとなっている。

(1) 風水害対策編

① 想定される風水害と取り組むべき課題

琵琶湖や淀川等の大河川での洪水氾濫や台風での高潮災害、広範囲の豪雨による、複数河川の氾濫や大規模土砂災害の多発等を想定し、風水害に強い地域づくり、住民避難の実効性の向上、災害対応体制の強化、応援・受援の円滑な実施など、広域連合として取り組むべき課題を検証。

② 災害への備え

流域が一体となり氾濫防止対策、保水・遊水対策、減災対策を効果的に組み合わせ、関係機関が連携し、総合的な取組を推進。

また、ハザードマップの作成や避難勧告発令基準等の策定、住民の適切な避難行動と効果的な情報伝達による安全確保や緊急物資の供給や備蓄体制の構築、広域応援訓練の実施による関係機関との連携強化。

③ 災害発生時の対応

圏域内府県で災害対策本部等が設置された場合、「対策準備室」や「災害警戒本部」の設置、緊急派遣チームの派遣により情報収集体制を強化するとともに、給水、災害廃棄物処理、避難所運営、生活物資の供給など、構成府県や連携県と円滑な応援・受援の実施。

関西防災・減災プラン風水害対策編【概要版】(案)

関西広域連合広域防災局

関西圏域における近年の主な風水害の経験と教訓を踏まえ、流域が一体となった総合的な治山・治水の理念を共有し、災害の発生に備えた風水害に強い地域づくりを進め、住民避難の実効性の向上と災害対応体制の強化に取り組むとともに、災害発生時の初動体制の確立と応援・受援の円滑な実施を行う関西共通の対応方針を取りまとめる。

1 想定される風水害と取り組むべき課題

(1) 想定される風水害

大阪湾岸部では、地盤が低い地域に都市が発達しており、淀川等の大河川の氾濫や高潮による都市機能の麻痺により関西全体に甚大な影響を与えるおそれがある。

また、広範囲の豪雨により、広域にわたる複数河川の氾濫や中山間地域における大規模な土砂災害の多数同時発生などの危険性もある。

こうした関西圏域の地勢・気候特性を踏まえ、対象とする災害のイメージを提示。

(プランにおける被害想定と過去の災害事例)

対象災害	被害想定	災害事例
淀川等の主要水系における洪水氾濫	琵琶湖や淀川、木津川、桂川が氾濫し、滋賀県、京都府、大阪府をはじめ6府県で大規模浸水(浸水面積500km ² ・城内人口193万人)	M29 琵琶湖大水害、H16 台風23号、H21 台風9号、H25 台風18号
記録的豪雨による大規模な土砂災害	奈良県、和歌山県で深層崩壊、河道閉塞等の大規模土砂災害が多数発生	S28 紀州大水害、S28 南山城水害、H23 台風12号
巨大台風の接近による大阪湾岸部での高潮災害	スーパー室戸台風(室戸台風コースを西に40km平行移動)により大阪府、兵庫県で大規模浸水(浸水面積237km ² ・城内人口165万人)	S9 室戸台風、S25 ジェーン台風、S36 第二室戸台風

(2) 取り組むべき課題と取組の方向性

近年の主な風水害の経験と教訓を踏まえ、課題ごとの取組の方向性と広域連合の役割を整理。

課題	取組の方向性	広域連合の役割
①風水害に強い地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> 社会基盤施設の一層の整備 保水機能の維持・保全対策の推進 風水害に強い土地利用の検討 ハード・ソフトの組合せによる総合的な対策 	<ul style="list-style-type: none"> 流域が一体となった総合的な治山・治水の理念の共有 先導的事例の情報提供による圏域内の取組促進
②住民避難の実効性の向上	<ul style="list-style-type: none"> 市町村への確実な情報伝達の仕組みの整備 ハザードマップの作成・充実支援 市町村の避難勧告等の実効性の向上促進 	<ul style="list-style-type: none"> 関西圏での水害リスク・災害情報伝達方法の共通化等、発信力を活かした統一的な情報発信
③災害対応体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関との連携強化 被害状況・支援ニーズ等の迅速な把握 市町村間の連携の推進 緊急物資の供給、備蓄体制の構築 事前対応計画(タイムライン)の検討 広域応援訓練・合同職員研修の実施 地域の防災体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 関西圏域の災害対応業務の共通化・標準化の推進 広域ブロックや民間事業者との協定締結 広域的な防災情報システムの整備 タイムラインの導入検討
④応援・受援の円滑な実施	<ul style="list-style-type: none"> 初動体制の早期確立 応援・受援の円滑な実施 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急派遣チームの派遣 災害対策(支援)本部による応援・受援の調整

2 災害への備え（平時からの対策）

(1) 関係機関との連携の強化

構成団体、広域連合他分野局、連携県、他ブロック・全国知事会、国等のほか、専門家・研究機関との連携、迅速な災害対応を可能にする関係団体や民間事業者等の協定の締結等

(2) 応援・受援体制の整備

① 円滑な情報収集・共有に資する関西広域防災情報システムの整備

② 被災市町村支援体制の整備

・給水、がれき・廃棄物処理、保健衛生、家屋被害対策等で機動性の高い支援が行えるよう府県域を超えた市町村間の相互応援協定の締結を促進

③ 緊急物資の供給、備蓄体制の構築

・民間物流事業者と連携して緊急物資円滑供給システムを構築するとともに、関西全体の備蓄計画を策定

④ 広域避難体制の整備

・大規模な浸水被害の発生を想定した広域避難の実施体制を整備

⑤ 事前対応計画（タイムライン）の検討

・大阪湾巨大高潮災害等に備えるため、関係機関が連携した事前対応プログラムの導入を検討

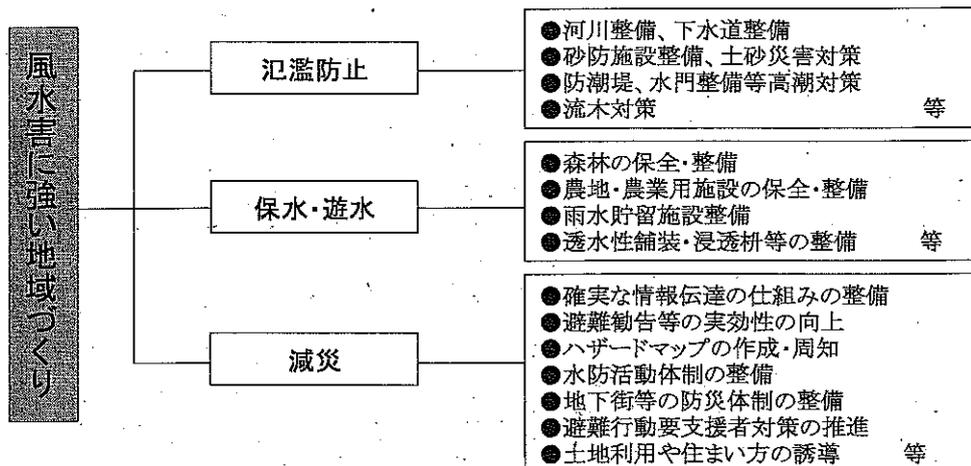
⑥ 広域応援訓練・合同職員研修の実施

・構成団体・連携県の災害対応力向上と団体間の連携強化を図る訓練・研修を実施

(3) 風水害に強い地域づくり

① 基本的な考え方

氾濫防止（流す・止める）対策、流域全体での保水・遊水（貯める）対策、減災（備える）対策を効果的に組み合わせ、河川管理者、下水道管理者、海岸管理者だけでなく、地域住民、市町村、府県、広域連合、国、関係機関・団体が連携して、上下流一体となって総合的な取組を推進する。



② 風水害に強い地域づくりの取組

流域が一体となった総合的な治山・治水の理念を関西圏域全体で共有し、構成団体が各分野においてハード対策、ソフト対策を総合的・計画的に実施し、風水害に強い地域づくりを推進する。

ア 河川等対策

- ・河川整備（河川改修、洪水調節施設の整備等）
- ・下水道整備（雨水排水管、排水ポンプの整備等）
- ・都市浸水対策（雨水貯留浸透機能の確保等）
- ・浸水想定区域図（ハザードマップ）の作成・周知
- ・水防体制の強化、防災訓練等の実施

イ 山の対策

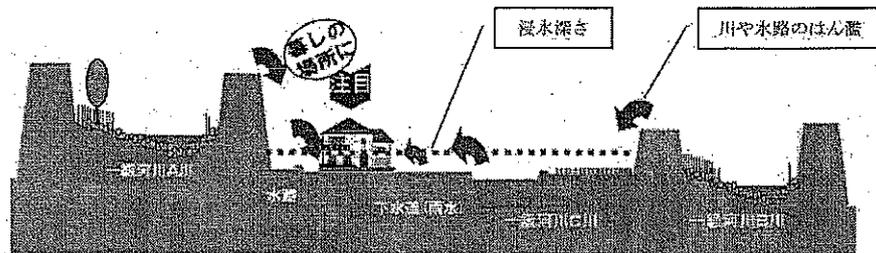
- ・森林の整備・保全、管理の適正化、治山施設等の整備
- ・土砂災害対策（砂防設備、地すべり防止施設等の整備）
- ・土砂災害警戒区域及び同特別警戒区域の指定
- ・流木対策
- ・農地の保全、農業用施設の保全・整備（老朽ため池の改修等）

ウ 海の対策

- ・高潮対策（防潮堤等海岸保全施設整備、水門・陸閘等の整備）
- ・水防警報海岸の指定推進、高潮浸水想定区域図の作成等

③ 風水害に強い地域づくりを推進する先導的な取組

- ・府県、市町村、府県民が協働して流域が一体となった総合的な治山・治水を推進する条例の制定
例：兵庫県総合治水条例、滋賀県流域治水の推進に関する条例
- ・住民の避難行動や住まい方に資する水害リスク情報の提供
例：滋賀県「地先の安全度マップ」：自宅や勤め先等の水害リスクを住民と共有するためのツールとして開発。大河川に加え、中小河川や身近な水路が溢れた場合の浸水状況を住民に示し、命を守るための避難行動や住まい方につなげてもらう。



（地先の安全度マップのイメージ）

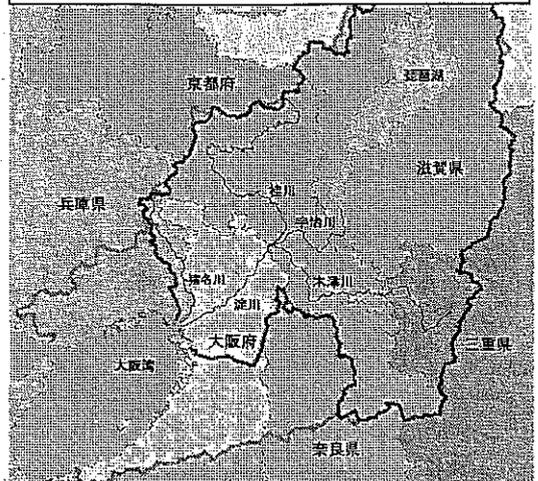
④ 関西圏域最大の流域－琵琶湖・淀川水系での取組

関西2府4県にまたがる琵琶湖・淀川水系は、上流部の治水安全度を向上させるため狭窄部の開削等の河川改修を行うと下流部の治水安全度が低下するという、上下流の利害がトレードオフの関係になる問題を抱えている。

多様な主体が関わる流域の問題は、治水や防災・減災だけでなく、複数の観点からの検討が必要のため、有識者による研究会を設置する等により、関係府県・市町村とも連携し、流域の課題と今後の取組の方向性を確認する。

水系の特徴

- ①宇治川・木津川・桂川の三川合流
- ②木津川・桂川・猪名川上流の狭窄部
- ③広大な琵琶湖、流出河川は瀬田川のみ



(4) 住民避難の実効性の向上

- ① ハザードマップの作成・充実支援
- ② 避難勧告等発令支援情報の伝達
- ③ 避難勧告等の発令（解除）基準の策定・改善
（府県が異なる場合も含め、同じ流域内の市町村の基準の整合化等）
- ④ 住民の適切な避難行動と効果的な情報伝達
（気象情報等の動的情報とハザードマップ等の静的情報を結び付けた情報提供）
- ⑤ 竜巻や局地的大雨等特異な気象に対する安全確保行動の啓発

【避難行動の分類】

種別	安全確保行動	具体的な行動例
立ち退き 避難	その場を立ち退いて 近隣の安全な場所に 移動する避難行動	指定避難場所への移動
		（自宅等から移動しての）安全な場所への移動（公園、親戚や友人の家等）
		近隣の高い建物等への移動
屋内安全 確保	屋内に留まる安全確 保	自宅などの居場所や安全を確保できる場所での待避
		屋内の2階以上の安全を確保できる高さへの移動

(5) 地域の防災体制の整備

広域連合は、構成団体と連携し、住民・企業・団体等が行う次の取組を支援し、関西圏域全体の防災力の向上を図る。

- ① 水防活動体制の整備（人材確保、水防活動拠点整備）
- ② 地下街等の防災体制の整備（自衛水防組織の設置、避難確保・浸水防止計画策定等）
- ③ 避難行動要支援者の避難支援体制の整備
- ④ 帰宅困難者支援体制の整備
- ⑤ 孤立集落対策の実施

3 災害発生時の対応

(1) 体制の確立

① 準備（情報収集）体制

- ・次の場合には、広域連合は対策準備室を設置して、情報収集・共有体制を強化
 - ア 関西圏域内で府県災害警戒本部又は対策本部が設置された場合
 - イ ア以外で、国内で甚大な被害が推測される場合
- ・また、関西圏域内で特別警報が発令された場合は、速やかに災害警戒本部を設置
- ・甚大な被害が推測される場合は、速やかに緊急派遣チームを派遣し、情報を収集

② 応援・受援体制

- ・広域応援が必要になると認められる場合には、対策準備室又は災害警戒本部を応援・受援調整室に改組。
- ・被害が甚大で広域連合組織を挙げた広域応援が必要になると認められる場合は、災害対策（支援）本部を設置。
- ・他ブロック（九都県市、九州等）及び全国知事会との調整は広域連合で実施

(2) 災害発生直前の対応

風水害は事前の予測が可能であることから、適切な対策のための直前の対応が重要。

① 気象情報の収集及び共有

- ・構成団体は、台風情報、注意報・警報等の気象情報を収集し、関係者に確実に共有する。

② 避難勧告等の発令に資する情報提供

- ・構成府県は、市町村が適切な時期に避難勧告等を発令できるよう、求めに応じて速やかに必要な助言を行うほか、判断に参照すべき情報を提供する。

③ 事前対応計画（タイムライン）による対応

- ・広域連合及び構成団体は、事前対応計画の導入を検討し、これに基づく早期の災害対応を実施する。

④ 早期の避難勧告等の発令と住民の安全確保行動

- ・市町村は、避難勧告等を適切なタイミングで適切な対象地域に発令し、住民は、発令された内容に応じて、適切な安全確保行動を行う。
- ・事前に広域避難が必要となる場合は、広域連合は、広域避難の受入調整を実施する。

⑤ 事業者等への早期の安全確保措置の働きかけ

- ・広域連合及び構成団体は、事業者、学校等に対し、早期に自主的な措置を講じるよう働きかけるとともに、交通機関や集客施設等での早期の注意喚起と安全確保措置の実施を働きかける。

(3) 応援・受援の円滑な実施

- ・給水、災害廃棄物処理、避難所運営（被災者の健康対策、心のケア、生活衛生対策等）、その他被災者支援のための市町村支援
- ・社会基盤施設の早期復旧（特に災害査定）のための応援職員の派遣
- ・輸送経路・手段の確保、生活物資の供給、広域避難の実施、帰宅困難者支援、応急仮設住宅の整備・確保、災害ボランティアの活動促進 等

※ 具体的な応援・受援活動は、関西広域応援・受援実施要綱に基づき実施